

専門部会の設置について

1 専門部会の設置について

「日野市子ども・子育て支援事業計画（（仮称）新ひのっ子すくすくプラン）」の策定等にあたり、保育・教育、地域子ども・子育て支援事業など、特定の分野を専門的にご審議いただくため、専門部会を設置します。

「日野市子ども・子育て会議条例（抜粋）」

（専門部会）

第9条 支援会議は、専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

「日野市子ども・子育て会議条例施行規則（抜粋）」

（専門部会）

第7条 条例第9条に規定する専門部会（以下「部会」という。）は、支援会議から付託された専門的な事項について調査審議するものとする。

2 部会は、会長が指名する委員及び条例第8条の規定により会長が認めた関係者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

（部会長等）

第8条 部会に部会長を置き、会長が指名する部会員がこれに当たる。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

4 部会は、部会員の過半数の出席をもって成立するものとする。

5 部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第9条 部会長は、部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

2 部会の種類と主な所掌事業

（1）地域支援部会

・事業計画における必須記載事業

各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(事業例)

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診等

(2) 保育・教育部会

・事業計画における必須記載事業

各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(事業例)

施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

3 部会の委員

別添（案）のとおり

4 事務局

(1) 地域支援部会：子育て課、子ども家庭支援センター

(2) 保育・教育部会：保育課

5 その他

(1) 会議は「日野市子ども・子育て会議条例」に準じて原則公開とします。